

## 青森県知的障害者福祉協会 研修委員会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、青森県知的障害者福祉協会（以下「県福祉協会」という。）が設置する研修委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (委員の委嘱及び任期)

第2条 委員長は、県協会会長が任命する。

- (1) 委員会の委員は、会員又は準会員である施設又は事業に所属する者の中から、委員長が指名する。
- (2) 委員長は委員の中から、必要に応じて副委員長を指名する。
- (3) 委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

### (委員の構成)

第3条 委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 0～1名
- (3) 委員 若干名（委員長、副委員長を含む）

### (会議)

第4条 この委員会は委員長が招集する。

- (1) 県福祉協会における研修事業の企画・立案・点検評価を具体的に進める
- (2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員会は必要があるときは直接関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (所掌事項の報告)

第5条 委員長は必要に応じ役員会にて、所掌事項の検討協議の結果を報告する。

### 附 則

- 1 この運営規程は、平成31年4月25日から施行する。
- 2 この運営規程は、令和6年4月26日より施行する。
- 3 この運営規程は、令和8年4月21日より施行する。